

令和4年度夏季手当について

1 支給月数

(1) 再任用職員以外の職員

- 期末手当 1. 200月
- 勤勉手当 (原資) 0. 950月

相对評価区分		支給月数	
第1区分		$0.950 + 2\alpha + 6f$	月
第2区分		$0.950 + \alpha + 4f$	月
第3区分		$0.950 + f$	月
第4区分		0. 938	月
第5区分	A	0. 925	月
	B	0. 888	月
	C	0. 850	月

(2) 再任用職員

- 期末手当 0. 675月
- 勤勉手当 (原資) 0. 450月

相对評価区分		支給月数	
第1区分		$0.450 + 2\alpha$	月
第2区分		$0.450 + \alpha$	月
第3区分		0. 450	月
第4区分		0. 437	月
第5区分	A	0. 431	月
	B	0. 423	月
	C	0. 415	月

2 支給日 令和4年6月30日(木)

勤勉手当の支給月数について

1 再任用職員以外の職員

(原資) 0.950月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職	
	行政職1～5級相当		1～3級	
第1区分	1.062		1.116	
第2区分	1.022		1.058	
第3区分	0.966		0.975	
第4区分	0.938		0.938	
第5区分	A	0.925	0.925	
	B	0.888	0.888	
	C	0.850	0.850	

2 再任用職員

(原資) 0.450月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職	
	行政職1～5級相当		1～3級	
第1区分	0.464		0.464	
第2区分	0.457		0.457	
第3区分	0.450		0.450	
第4区分	0.437		0.437	
第5区分	A	0.431	0.431	
	B	0.423	0.423	
	C	0.415	0.415	

3 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

- ・ 上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額(支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額)を超える場合は、超えないよう月数を調整する。